

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)
- 生活保護法による医療機関の変更(〃)
- 生活保護法による診療所の休止(〃)
- 生活保護法による病院等の廃止(〃)
- 生活保護法による病院長等の廃止(〃)
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)
- ◇ 調達公告 随意契約の相手方の決定(水産課)

告 示

鳥取県告示第九十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十一年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十七号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十一年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
菊川医院	八頭郡用瀬町大字別府一〇二一	平成十年十二月一日
医療法人専仁会信生病院	倉吉市清谷町一丁目二八六	平成十年十二月十五日

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
医療法人松岡内科	鳥取市賀露町南二丁目一八一六	平成十年十月十二日
有限会社羽場薬局	鳥取市賀露町南二丁目八一三	〃
鳥医院	鳥取市湖山町西二丁目七二二	平成十年十二月二十六日
涌島齒科湖山医院	鳥取市湖山町北二丁目五六一	〃
有限会社こやま薬局西支店	鳥取市湖山町西二丁目七〇六	〃
尾崎医院	鳥取市湖山町北二丁目五五五	〃
ダイゲン眼科	鳥取市扇町一三三一二	平成十一年一月十一日

鳥取県告示第九十八号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十一年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人社団戸口田整形 外科医院	米子市上福原五丁目二一六五	平成十一年一月二十一日

鳥取県告示第九十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から病院等を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十一年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
菊川医院	八頭郡用瀬町大字別府一〇二一	平成十年十一月三十日
医療法人専仁会信生病院	倉吉市明治町一〇二七	平成十年十二月十四日
前田小児科医院	鳥取市大工町頭二二	平成十年十二月三十一日
武信産婦人科医院	鳥取市材木町一五二	〃

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成11年2月16日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

1 講習の種類及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受講対象者
経験者 講習	平成11年3月10日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町1丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉、八橋 の各警察署の管内 に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

<p>イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い</p> <p>4 受講申込手続 所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。</p> <p>5 講習受講手数料及びその納付方法 (1) 講習受講手数料 2,400円 (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。</p> <p>6 携行品 筆記用具及び印鑑</p>	<p>(5) 契 約 金 額 40,530,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)</p> <p>(6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当</p> <p>(7) 契約担当部局の名称 鳥取県農林水産部水産課 及 び 所 在 地 鳥取市東町一丁目220</p>
<p>調 達 公 告</p>	
<p>随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p>平成11年2月16日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>(1) 調達件名及び数量 鳥取県漁業取締船「はやぶさ」定期検査一式</p> <p>(2) 契 約 方 式 随意契約</p> <p>(3) 契 約 約 日 平成11年2月2日</p> <p>(4) 契約者の氏名及び住所 日立造船株式会社中国支社</p>	